

国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人国立がん研究センター会計規程（平成22年規程第41号。以下、「会計規程」という。）第39条及び第40条の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下、「センター」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 センターが行う契約に関する事務の取扱については、別に定めるものを除き、この細則の定めるところによる。

(理事長以外の者が行う契約)

第3条 会計規程第38条に規定する契約の範囲及び契約者は別表のとおりとする。

(契約審査委員会)

第4条 契約に関する重要事項を審査するため、センターに契約審査委員会（以下、「審査会」という。）を置く。

2 理事長及び第3条に定める契約者（以下、「理事長等」という。）は、次の各号に掲げる契約を締結する場合においては、あらかじめ契約の方法及び当該方法を採用する理由、経営の効率が見込まれる内容及び見込額、その他重要事項について、審査会に諮るものとする。

一 予定価格が1000万円以上の一般競争又は指名競争による契約（申込者若しくは交渉権者がない場合又は交渉権者が契約を締結しない場合において、更に競争に付そうとするときを除く。）

二 第19条第1項に規定する契約（申込者若しくは契約の相手方がない場合又は契約の相手方が契約を締結しない場合において、更に競争に付そうとするときを除く。）

三 第29条及び第30条に規定する契約並びに会計規程第39条第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合のうち、予定価格が500万円以上の契約（第29条第2号、同条第4号、第30条第1号及び第31条に規定する契約を除く。）

四 その他理事長等が必要と認めた契約

3 理事長等は、前項の規定に基づき審査会が行った答申を尊重しなければならない。

4 理事長等は、審査会の意見に従わない場合は、その理由を書面により審査会に通知しなければならない。

5 理事長等は、第2項に規定するもののほか、この細則に定める事項及び四半期毎に取引業者別の支払額について、審査会に諮らなければならない。

6 審査会の職務、構成その他必要な事項は、別に定める。

第2章 一般競争による契約

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第5条 センターが行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争に付する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところにより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

一 建設工事 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

二 測量・建設コンサルタント等 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

三 物品製造等（物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け） 物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあっては、予定価格に対応する等級がA等級の場合には二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあたっては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 理事長等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるとときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(一般競争参加者の排除)

第6条 理事長等は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条 第1項各号に掲げる者

四 国立研究開発法人国立がん研究センター反社会的勢力への対応に関する規程（平成28年規程第48号）第2条各号に掲げる者

(一般競争参加者の制限)

第7条 理事長等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について一定の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - 三 交渉権者又は契約の相手方が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び理事長等が委託した者の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項(この号を除く。)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - 八 前各号に類する行為を行ったとき。
- 2 理事長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
 - 3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

(公告)

- 第8条 理事長等は、一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前にホームページにおいて公告するとともに、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。
- 2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。
 - 一 競争に付する事項
 - 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 三 契約条項を示す場所
 - 四 競争執行の場所及び日時
 - 五 その他必要な事項

(再度公告の期間)

- 第9条 理事長等は、申込者若しくは交渉権者がない場合又は交渉権者が契約を結ばない場合において、さらに競争に付そうとするときは、前条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(申込みの無効)

- 第10条 理事長等は、第8条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした申込み及び申込みに関する条件に違反した申込みは、無効とする旨を明らかにしなければならない。

(開札)

- 第11条 理事長等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、契約事務に

関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(再度入札)

第12条 理事長等は、開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(入札状況調書の作成)

第13条 理事長等は、開札を行ったときは応札状況を明らかにするため、様式1に定める入札状況調書を作成しなければならない。

(交渉権者の決定)

第14条 理事長等は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、センターの支払の原因となる契約について、契約の相手方となるべき者が、次の各号に掲げる場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 一 申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
 - 二 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき。
- 2 理事長等は、前項ただし書きに規定する契約のうち、予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、次の各号に掲げる基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査するものとする。
- 一 工事の請負契約については、予定価格の算出の基礎となった次のアからエまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除した割合（その割合が10分の7.5に満たない場合にあっては、10分の7.5、10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2）を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費（建設工事費において、工事原価を純工事費と現場経費で構成している場合は、当該現場経費）の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
 - 二 測量に係る契約については、10分の6から10分の8.2の範囲内で理事長等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
 - 三 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、10分の6から10分の8の範囲内で理事長等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
 - 四 地質調査業務の委託に係る契約については、3分の2から10分の8.5の範囲内で理事長等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合

五 製造その他の請負契約（第一号から第四号までに係る契約を除く。）については、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合

- 3 理事長等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を審査会に提出し、その意見を求めなければならない。
- 4 契約の性質又は目的から前1項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件がセンターにとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を交渉権者とする方式（「総合評価落札方式」という。）により契約の相手方を決定することができる。

（交渉権者又は契約の相手方の決定方法）

第15条 落札となるべき同価又は総合的な評価が同価格の申し込みをした者が2人以上あるときは、理事長等は、直ちに、当該申込者にくじを引かせて交渉権者又は契約の相手方を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、申込者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（契約価額の決定）

第16条 理事長等は、交渉権者又は契約の相手方が決まった場合は、直ちにその者と交渉し、契約価額を決定しなければならない。契約価額の決定にあたっては、申込みの価格より有利な価格となるよう努めるものとする。

（委託契約の場合の再委託の制限）

第17条 理事長等は、業務委託の契約（100万円を超えないものを除く。）を締結しようとする場合において、交渉権者又は契約予定の相手方が委託する業務の全部を一括して再委託する場合は、契約を締結することができない。

- 2 理事長等は、交渉権者又は契約予定の相手方が委託する業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について書面で提出させ、承認した場合において契約を締結することができる。契約後に再委託の相手方の変更等を行う場合も同様の承認を必要とする。

- 一 再委託の相手方の住所及び氏名
- 二 再委託を行う業務の範囲
- 三 再委託の必要理由
- 四 再委託の契約金額

（契約書の記載事項）

第18条 理事長等は、契約を締結するときは、次項に定めるところにより、契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、これを省略することができる。

- 一 契約金額が150万円（外国で契約するときは、200万円）を超えない契約をするとき。
- 二 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

- 2 前項の規定により作成すべき契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りではない。
- 一 契約の目的
 - 二 契約金額
 - 三 履行期限
 - 四 契約保証金
 - 五 契約の履行場所
 - 六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - 七 監督及び検査
 - 八 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除
 - 九 危険負担
 - 十 契約に関する紛争の解決方法
 - 十一 その他必要な事項

第3章 公募型企画競争による契約

(競争において入札によらないことができる場合)

- 第19条 会計規程第40条第1項ただし書きに規定する競争において入札によらないことができる契約方法は、契約の性質又は目的から価格のみならず企画、技術の提案等を公募して総合的に評価する契約方法（以下、「公募型企画競争」という。）とする。
- 2 公募型企画競争に付することができる契約は、測量・建設コンサルタント等の契約その他の契約であって、理事長等が公募型企画競争に付することができるとして認めた契約とする。
- 3 公募型企画競争に付する場合の見積書については、封書で封印の上で徴取し、競争執行の日時まで開封してはならない。

(開封)

- 第20条 理事長等は、公募型企画競争に付すときは、開札に準じて公告に示した競争執行の日時に見積書の提出者（以下、「提出者」という。）を立ち会わせて、見積書の開封をしなければならない。この場合において、提出者が立ち会わないときは、契約事務に關係のない職員を立会わせるものとする。
- 2 見積書の開封をした場合には、書面で記録しなければならない。

(契約の相手方を決定した場合の参加者への通知)

- 第21条 理事長等は、公募型企画競争により契約の相手方を決定した場合は、決定後速やかに次の各号に掲げる事項を競争参加者に通知しなければならない。
- 一 契約の相手方の氏名及び住所
 - 二 評価結果

(一般競争に関する規定の準用)

- 第22条 第5条から第10条及び第15条から第18条の規定は、公募型企画競争に準用

する。

第4章 指名競争による契約

(一般競争に付することが不利と認めて指名競争に付する場合)

第23条 会計規程第39条第3項の規定により一般競争に付することが不利と認めて指名競争に付する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 関係業者が共謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- 二 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
- 三 契約上の義務違反があった場合にセンターの事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

(指名競争に付することができる場合)

第24条 会計規程第39条第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 五 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
 - 七 工事及び測量・建設コンサルタント等の契約で一般競争入札に付しても交渉権者がないとき。
- 2 隨意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第25条 指名競争に参加する者に必要な資格は、第5条の規定を準用するものとする。

(指名基準)

第26条 理事長等は、指名競争に付する場合において、競争に参加させる者を指名しようとするときは、前条の資格を有する者のうちから指名するものとする。

(指名通知)

第27条 理事長等は、指名競争に付するときは、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、第8条第2項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第28条 第6条、第7条及び第10条から第18条までの規定は、指名競争に準用する。

第5章 隨意契約

(競争に付することが不利と認めて随意契約による場合)

第29条 会計規程第39条第4項の規定により競争に付することが不利と認めて随意契約による場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- 二 隨意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあるとき。
- 三 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- 四 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

(随意契約によることができる場合)

第30条 会計規程第39条第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 センターの行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が50万円を超えない財産を売払うとき。
- 六 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 外国で契約をするとき。
- 十 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 十一 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十二 公公用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- 十三 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- 十四 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- 十五 センターがセンター以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を、当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(随意契約の特例)

第31条 理事長等は、競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札若しくは公募型企画競争に付しても交渉権者がないときは、随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 理事長等は、交渉権者が契約を結ばないときは、落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約をする場合の近親者等との取引)

第32条 センター役職員（有給・無給、常勤・非常勤を問わない。）は、当人の三親等以内の親族が役員以上の職にある事業者とセンターが取引をしようとすることを知り得た場合は、速やかにその旨を理事長等へ申告しなければならない。

(分割契約)

第33条 第31条の場合においては、予定価格又は契約金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(見積書の徴取)

第34条 理事長等は、随意契約によろうとするときは、なるべく複数の者から見積書を徴さなければならない。

(見積書の徴取の省略)

第35条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するものと理事長等が認めた場合には見積書の徴取を省略することができる。

- 一 慣習上見積書を徴する必要のないものとして、理事長等が認めたとき。
- 二 迅速に契約しなければセンターの業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
- 三 契約事務の実情を勘案し、見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

(一般競争に関する規定の準用)

第36条 第17条及び第18条の規定は、本章の契約に準用する。

第6章 予定価格

(予定価格の作成)

第37条 理事長等は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を明らかにした書面（以下、「予定価格調書」という。）を作成しなければならない。ただし、予定価格が100万円を超えない随意契約については、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することができる。

2 理事長等は、入札又は公募型企画競争によろうとするときは、予定価格調書を封書に封印の上、開札又は見積書の開封（以下、「開札等」という。）まで金庫等に保管し、開札等

の際これを開札等の場所に置かなければならない。

3 理事長等は、センターが保有する資産等を広告媒体として広告の掲載を公募し広告収入を得ようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該収入にかかる予定価格（広告掲載にかかる申込最低価格）について、第8条又は第22条の規定に基づく公告の際に併せて公表することができる。

（予定価格の決定方法）

第38条 予定価格は、契約する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価によることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、センターの財政状態及び運営状況、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短、支払条件等を考慮して適正に定めなければならない。

第7章 契約の期間

（複数年度の契約）

第39条 会計規程第41条第2項に規定する複数年度の契約期間とすることのできる契約の例及び期間の例は次の各号のとおりとする。

- 一 治験の受託 当該治験の期間
 - 二 院内の清掃業務の委託 2年から3年程度
 - 三 院内給食業務の委託 3年から4年程度
 - 四 駐車場の管理業務の委託 5年程度
 - 五 土地の賃借 慣行上合理的な期間
 - 六 土地の貸与 10年以内又は慣行上合理的な期間
 - 七 売店事業者又は食堂事業者へのセンター内施設の貸与 5年以内又は慣行上合理的な期間
- 2 合理的な理由がある場合においては、前項に示す取扱以外の取扱とすることができます。また、契約を複数年度にわたって締結する場合であっても、契約金額の定めを年度ごと等に別に定めることができる。

第8章 契約の履行

（監督及び検査の職務）

第40条 会計規程第42条第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下本章において、「監督」という。）は、理事長等又はセンターの職員に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2 会計規程第42条第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本章において、「検査」という。）は、理事長等又は

センターの職員に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

- 3 監督及び検査の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようになるとともに、監督及び検査において特に知り得た事項は、これを他に漏らしてはならない。センターの職を退いた後といえども同様とする。

(監督及び検査の委託等)

第41条 理事長等は、会計規程第42条第3項の規定により、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由によりセンターの職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、センターの職員以外の者（以下、「委託職員」という。）に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

- 2 理事長等は、理事長等から検査を命ぜられたセンターの職員及び委託職員からその実施した監督業務及び検査業務の結果について報告を受けなければならない。

(検査調書の作成)

第42条 理事長等から検査を命ぜられたセンターの職員及び委託職員は、契約金額が500万円を超える契約に係る検査を完了した場合においては、検査調書を作成し、遅滞なく理事長等に報告しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、給付の完了前に代価の一部を支払う場合において、既済部分の検査を行うときは、必要書類を提出させて検査し、確認しなければならない。この場合検査調書には、既済部分を明確にし、部分払いの限度を記載しなければならない。

第9章 雜則

(契約に係る情報の公開)

第43条 センターの支出の原因となる契約であって、予定価格が100万円（賃借料又は物件の借り入れの場合は80万円）を超える契約（第29条第2号又は第30条第1号の規定により契約した場合を除く。）を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次の各号に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない。

- 一 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 理事長等の氏名、名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争の別によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又はセンターの事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 七 契約金額

- 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率小数点以下第二位を四捨五入する。）（予定価格を公表しない場合を除く。）
- 九 隨意契約によることとした理由（隨意契約を行った場合に限る。）及び会計規程等の根拠条文
- 十 厚生労働省が所管する公益法人と隨意契約を締結する場合に、当該法人にセンターの常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 十一 その他必要な事項
- 2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

（その他）

第44条 この細則の定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第5号）

（施行期日）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第15－2号）

（施行期日）

この細則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第9－3号）

（施行期日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年細則第12号）

（施行期日）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

契約事務取扱細則第43条に基づく競争入札に係る情報の公表（工事）

工事の名称、場所、期間及び種別	契約者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	一般競争入札・指名競争入札及び公募型企画競争の別	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

契約事務取扱細則第43条に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）

物品等又は役務の名称 及び数量	契約者の氏名、名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏 名及び住所	一般競争入札・指 名競争入札及び公 募型企画競争の別	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率 （%）	備考

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

契約事務取扱細則第43条に基づく随意契約に係る情報の公表（工事）

工事の名称、場所、期間及び種別	契約者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考

(注)「再就職の役員の数（人）」欄については、厚生労働省の所管公益法人（民法第34条の規定に基づき設立された法人）

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

契約事務取扱細則第43条に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品等又は役務の名称及び数量	契約者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考

（注）「再就職の役員の数（人）」欄については、厚生労働省の所管公益法人（民法第34条の規定に基づき設立された法人）

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

様式1（第13条関係）

入札状況調書

(競争に付す事項)

(入札日時)

(入札場所)

(単位：円)

応札者名	第○回		備考								
	応札金額	順位									

※ 行については、適宜、挿入すること。

(立会人)

[所属部・課名]

[氏名]

予定価格（消費税及び地方消費税抜き）

(印)

(印)

(印)

別表（第3条関係）

契約の種類	契約の範囲	契約者
支出原因契約	東病院における、予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額未満の契約	東病院長
財産売払契約	東病院が管理する固定資産で、土地、建物等不動産を除くもの	東病院長
収入原因契約	東病院の収入に係る契約（臨床研究および受託研究を含む）	東病院長